



## 転出手続について

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続が必要です。転居が決まったらできるだけ早く学校にお知らせください。

### ● 市内転校手続の流れ

- ① 市役所市民課で、住所の異動手続をします。

転出の書類（住民票の異動・学校異動通知書）が発行されます。

- ② ①で発行された学校異動通知書を学校へお届け下さい。

「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を学校で発行しますので、  
転出先の学校へ提出してください



### ● 市外転校手続の流れ

- ① 市役所市民課で、住所の異動手続をします。

転出の書類（住民票の異動・学校異動通知書）が発行されます

- ② ①で発行された学校異動通知書を学校へお届け下さい。

「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を学校で発行します。

- ③ ①で発行された転出の書類を持って転出先の市役所等の住民課で転入手続をします。

- ④ 転出先の教育委員会に②で発行した「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を持って行き転入学の手続をします。（なお、市町村によっては教育委員会に行かなくてもよい場合がありますので、転入先の住民課でお尋ねください）

就学通知書が発行されます。（ここで転入する学校が指定されます。）

- ⑤ ④で発行された「就学通知書」と②で発行した「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を持って、新しい学校へ行って転入学の手続をします。

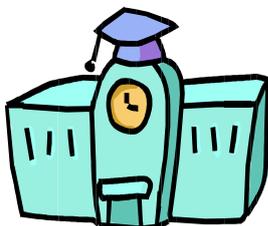
## 転入手続について

晩成小学校へ転入されるときは、檀原市役所市民課で住所の異動の手続きをした後、市民課で発行される「学校異動通知」と前の学校で発行された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を持って学校までお越しください。

転校がわかった時点で晩成小学校へ連絡してください。

## 校区内で住所が変わるとき

- ① 市役所市民課で、住所の異動手続をします。「学校異動通知書」が発行されます。
- ② ①で発行された学校異動通知書を学校へ提出してください。



学籍に関するお問い合わせ先

檀原市教育委員会 学校教育課  
Tel 0742-29-5912 または  
学校（0742-22-6121）まで